

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

規 則

○特定非営利活動促進法施行条例施行規則……………（道民活動文化振興課） 1

規 則

特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第44号

特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則

特定非営利活動促進法施行条例施行規則（平成10年北海道規則第140号）の一部を次のように改正する。

第2条中「、届出書」を「、補正書、届出書、提出書」に改め、同条の表を次のように改める。

条例第2条第1項の申請書	別記第1号様式
条例第3条第2項（条例第7条第4項及び第18条第2項において準用する場合を含む。）の補正書	別記第1号様式の2
条例第4条の届出書	別記第2号様式
条例第6条第1項（条例第25条第1項（条例第33条において準用する場合を含む。）の規定により適用する場合を含む。）の届出書	別記第3号様式
条例第7条第1項の申請書	別記第4号様式
条例第8条（条例第25条第1項（条例第33条において準用する場合を含む。）の規定により適用する場合を含む。）の届出書	別記第5号様式
条例第9条（条例第25条第1項（条例第33条において準用する場合を含む。）の規定により適用する場合を含む。）の提出書	別記第5号様式の2
条例第11条（条例第25条第1項（条例第33条において準用する場合を含む。）の規定により適用する場合を含む。）の提出書	別記第5号様式の3

条例第12条第2項の提出書	別記第5号様式の4
条例第14条の申請書	別記第6号様式
条例第15条第1項の届出書	別記第7号様式
条例第15条第2項の届出書	別記第8号様式
条例第16条の申請書	別記第9号様式
条例第17条の届出書	別記第10号様式
条例第18条第1項の申請書	別記第11号様式
条例第20条において準用する条例第4条の届出書	別記第12号様式
条例第21条の申請書	別記第13号様式
条例第24条の申請書	別記第14号様式
条例第25条第2項（条例第33条において準用する場合を含む。）の提出書	別記第15号様式
条例第26条（条例第33条において準用する場合を含む。）の届出書	別記第16号様式
条例第28条（条例第33条において準用する場合を含む。）の提出書	別記第17号様式
条例第29条（条例第33条において準用する場合を含む。）の提出書（助成金の支給に係るものに限る。）	別記第18号様式
条例第29条（条例第33条において準用する場合を含む。）の提出書（海外への送金又は金銭の持出しに係るものに限る。）	別記第19号様式
条例第30条第2項の提出書	別記第20号様式
条例第32条の申請書	別記第21号様式
条例第33条において準用する条例第30条第2項の提出書	別記第22号様式
条例第34条において準用する条例第21条及び第32条の申請書	別記第23号様式
特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）第41条第3項（法第64条第7項において準用する場合を含む。）の職員の身分を示す証明書	別記第24号様式

第6条第1項中「特定非営利活動法人が、」の次に「法第75条の規定により読み替えて適用される」を加え、「」第3条第1項を「。以下「読替え後の電子文書法」という。）第3条第1項」に改め、同条第2項中「民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「読替え後の電子文書法」に改め、同条を第10条とする。

第5条中「特定非営利活動促進法」を「法」に、「同法第25条第5項」を「法第25条第5

項」に、「同法第12条第3項（同法）を「法第12条第3項（法）」に、「同法第29条第2項」を「法第30条」に、「同法第43条第4項」を「法第43条第4項」に、「同法第44条第3項」を「法第56条」に改め、同条を第9条とする。

第4条中「特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）」を「法」に、「同法第13条第2項」を「法第13条第2項」に、「同法第23条第1項」を「法第23条第1項」に、「同法第25条第3項」を「法第25条第4項」に、「同法第29条第1項」を「法第29条」に改め、同条を第8条とする。

第3条を第7条とし、第2条の次に次の4条を加える。

（認定に係る申請書の記載事項）

第3条 条例第21条第7号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 事業年度
- (2) 過去の法第44条第1項の認定及びその取消しの有無
- (3) 過去の法第58条第1項の仮認定及びその取消しの有無
- (4) その申請において適用するパブリックサポートテスト基準（法第45条第1項第1号に規定する広く市民からの支援を受けているかどうかを判断するための基準をいう。以下同じ。）
- (5) 主たる事務所以外の事務所の責任者の氏名及び役職名
（認定の有効期間の更新に係る申請書の記載事項）

第4条 条例第24条第7号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 事業年度
- (2) その申請において適用するパブリックサポートテスト基準
- (3) 主たる事務所以外の事務所の責任者の氏名及び役職名
（仮認定に係る申請書の記載事項）

第5条 条例第32条第7号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 事業年度
- (2) 過去の法第44条第1項の認定の有無
- (3) 過去の法第58条第1項の仮認定の有無
- (4) 主たる事務所以外の事務所の責任者の氏名及び役職名
（合併の認定に係る申請書の記載事項）

第6条 条例第34条において準用する条例第21条第7号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 事業年度
- (2) その申請において適用するパブリックサポートテスト基準
- (3) 合併後存続する法人又は合併によって設立する法人の主たる事務所以外の事務所の責任者の氏名及び役職名

2 条例第34条において準用する条例第32条第7号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 事業年度
- (2) 合併後存続する法人又は合併によって設立する法人の主たる事務所以外の事務所の責任者の氏名及び役職名

別記第1号様式末尾欄外（備考）2の事項⁽¹⁰⁾中「収支予算書」を「活動予算書」に改め、同様式の次に次の1様式を加える。

別記第1号様式の2（第2条関係）

年 月 日

北海道知事 様

（申請者の住所若しくは居所
又は特定非営利活動法人の名称）
申請者名又は代表者名 印
電 話 番 号
補 正 書

年 月 日に申請した^①について不備がありましたので、特定非営利活動促進法第10条第3項（第25条第5項において準用する同法第10条第3項・第34条第5項において準用する同法第10条第3項）の規定により、次のとおり補正を申し立てます。

記

- 1 補正の内容
- 2 補正の理由

（備考）

- 1 ^①の部分には、申請書の場合は、その申請書の名称（「設立認証申請書」等）を、申請書に添付された書類の場合は、当該申請書の名称及び当該書類を特定することができる文言（「設立認証申請書に添付する法第10条第1項第1号の書類」等）を記入すること。
- 2 上記1には、補正する箇所について、補正後と申請段階の記載の違いを明らかにした対照表を記載すること。
- 3 補正書には、補正後の書類を添付すること。ただし、次の書類について補正を行う場合は、補正後の書類各3部を添付すること。
 - (1) 定款（法第10条第1項第1号）
 - (2) 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。）（法第10条第1項第2号イ）
 - (3) 設立趣旨書又は合併趣旨書（法第10条第1項第5号）

- (4) 設立若しくは合併当初の事業年度又は定款変更の日の属する事業年度及びそれらの翌事業年度の事業計画書（法第10条第1項第7号又は第25条第4項）
- (5) 設立若しくは合併当初の事業年度又は定款変更の日の属する事業年度及びそれらの翌事業年度の活動予算書（法第10条第1項第8号又は第25条第4項）
- (6) 法第26条第2項の規定により添付する事業報告書等

（日本工業規格 A4）

別記第2号様式末尾欄外（備考）1の事項中「登記事項証明書」の次に「及び財産目録」を加え、同様式末尾欄外（備考）2の事項を次のように改める。

2 この届出書の提出に併せて、閲覧及び謄写の用に供する書類として次に掲げる書類を提出すること。

- (1) 定款（特定非営利活動促進法施行条例第12条第1項の表の第1号）〔2部〕
- (2) 役員名簿（条例第12条第1項の表の第1号）〔2部〕
- (3) 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書（条例第12条第1項の表の第1号）〔2部〕
- (4) 設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書（条例第12条第1項の表の第1号）〔2部〕
- (5) 1の財産目録（条例第12条第1項の表の第1号）〔2部〕
- (6) 設立の認証に係る認証書の写し（条例第12条第1項の表の第1号）〔2部〕
- (7) 1の登記事項証明書の写し（条例第12条第1項の表の第1号）〔2部〕

別記第3号様式中「第23条第1項」の次に「（第52条第1項の規定により読み替えて適用する同法第23条第1項・第62条において準用する同法第52条第1項の規定により読み替えて適用する同法第23条第1項）」を加え、同様式末尾欄外（備考）に次のように加える。

6 この届出書には、変更後の役員名簿〔3部〕を添付すること（特定非営利活動促進法施行条例第12条第1項の表の第2号）。ただし、条例第25条第1項の規定により非所轄法人が提出する場合にあっては、1部を添付すること。

7 2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活動法人が法第52条第1項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定に基づき知事以外の関係知事に提出する場合には、提出先の各都府県が定めるところによること。

別記第4号様式末尾欄外（備考）2の事項中「収支予算書」を「活動予算書」に改め、同様式末尾欄外（備考）3の事項(3)中「第14条」を「第10条第1項第7号の事業計画書、同項第8号の活動予算書及び法第14条」に、「第35条第1項」を「第34条第5項において準用する法第10条第1項第7号の事業計画書、法第34条第5項において準用する法第10条第1項第8号の活動予算書及び法第35条第1項」に改め、「第26条第2項」の次に「〔3部〕」を加え、同様式末尾欄外（備考）に次のように加える。

4 法第52条第3項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定により、認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活動法人が法第26条第1項の所轄庁の変更を伴う定款の変更の申請をする場合には、2及び3に掲げる書類のほか、次の書類を添付すること。

- (1) 法第44条第2項の規定により知事に提出した同項第1号に規定する寄附者名簿（仮認定特定非営利活動法人を除く。）その他の同項各号に掲げる添付書類の写し
- (2) 認定又は仮認定に関する書類の写し
- (3) 法第55条第1項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定により知事に提出した直近の法第54条第2項第2号から第4号まで（法第62条において準用する場合を含む。）に掲げる書類の写し
- (4) 法第55条第2項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定により知事に提出した直近の法第54条第3項及び第4項（これらの規定を法第62条において準用する場合を含む。）の書類の写し

別記第5号様式中「第25条第6項」の次に「（第52条第1項により読み替えて適用する同法第25条第6項・第62条において準用する同法第52条第1項により読み替えて適用する同法第25条第6項）」を加え、同様式末尾欄外（備考）中「1」を「上記1」に改め、同様式末尾欄外（備考）の事項を同様式末尾欄外（備考）1の事項とし、同様式末尾欄外（備考）に次のように加える。

2 この届出書には、次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本（法第25条第6項）〔3部〕
- (2) 変更後の定款（法第25条第6項）〔3部〕（特定非営利活動促進法施行条例第12条第1項の表の第4号。ただし、条例第25条第1項の規定により非所轄法人が提出する場合にあっては、1部）

3 2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活動法人が法第52条第1項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、知事以外の関係知事に提出する場合には、提出先の各都府県が定めるところによること。

別記第5号様式の3を削る。

別記第5号様式の2中「第29条第1項」を「第29条（第52条第1項の規定により読み替えて適用する同法第29条・第62条において準用する同法第52条第1項の規定により読み替えて適用する同法第29条）」に、「前事業年度の財産目録」を「前事業年度の活動計算書」に、「の収支計算書」を「の財産目録」に、「役員名簿」を「年間役員名簿」に、「社員」を「記載事項に変更があった定款

「末日における社員」に改め、 8 定款の変更に係る認証に関する書類の写し を削り、
9 定款の変更に係る登記に関する書類の写し」

同様式末尾欄外（備考）を次のように改め、同様式を別記第5号様式の3とする。

（備考）

- 1 特定非営利活動に係る事業のほか、その他の事業を行う場合には、活動計算書の一つの書類の中で別欄表示し、また、その他の事業を実施していない場合は脚注においてその旨を記載するか、その他の事業の欄全てに「ゼロ」を記載すること。
- 2 上記5の書類は、前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載した名簿とすること。
- 3 この提出書による事業報告書等の提出に併せて、閲覧及び謄写の用に供する書類として上記1から6までの書類の写し〔各2部〕を添付すること（特定非営利活動促進法施行条例第12条第1項の表の第6号）。ただし、条例第25条第1項の規定により非所轄法人が提出する場合は、当該写しの添付を要しない。
- 4 2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活動法人が法第52条第1項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、知事以外の関係知事に提出する場合には、提出先の各都府県が定めるところによること。

別記第5号様式の次に次の1様式を加える。

別記第5号様式の2（第2条関係）

年 月 日

北海道知事 様

特定非営利活動法人の名称

代表者の氏名

印

電 話 番 号

定款の変更の登記完了提出書

定款の変更の登記を完了したので、特定非営利活動促進法第25条第7項（第52条第1項の規定により読み替えて適用する同法第25条第7項・第62条において準用する同法第52条第1項の規定により読み替えて適用する同法第25条第7項）の規定により、提出します。

記

当該変更に係る登記事項証明書

（備考）

- 1 登記事項証明書の写し〔2部〕を添付すること（特定非営利活動促進法施行条例第12条第1項の表の第5号）。ただし、条例第25条第1項の規定により非所轄法人が提出する場合は、当該写しの添付を要しない。
- 2 2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は仮認

定特定非営利活動法人が法第52条第1項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、知事以外の関係知事に提出する場合には、提出先の各都府県が定めるところによること。

（日本工業規格 A4）

別記第5号様式の3の次に次の1様式を加える。

別記第5号様式の4（第2条関係）

年 月 日

北海道知事 様

特定非営利活動法人の名称

代表者の氏名

印

電 話 番 号

定款変更に関する閲覧及び謄写の用に供する書類の提出書

定款の変更の認証を受けたので、特定非営利活動促進法施行条例第12条第1項の表の第3号の規定により、次の閲覧及び謄写の用に供する書類を提出します。

記

- 1 当該変更後の定款 2部
- 2 当該変更の認証に係る認証書の写し 2部

（日本工業規格 A4）

別記第11号様式末尾欄外（備考）3の事項⑩中「収支予算書」を「活動予算書」に改める。

別記第12号様式末尾欄外（備考）1の事項中「登記事項証明書」の次に「及び財産目録」を加え、同様式末尾欄外（備考）2の事項を次のように改める。

- 2 この届出書の提出に併せて、閲覧及び謄写の用に供する書類として次に掲げる書類を提出すること。
 - (1) 定款（特定非営利活動促進法施行条例第12条第1項の表の第1号）〔2部〕
 - (2) 役員名簿（条例第12条第1項の表の第1号）〔2部〕
 - (3) 合併当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書（条例第12条第1項の表の第1号）〔2部〕
 - (4) 合併当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書（条例第12条第1項の表の第1号）〔2部〕
 - (5) 1の財産目録（条例第12条第1項の表の第1号）〔2部〕
 - (6) 合併の認証に係る認証書の写し（条例第12条第1項の表の第1号）〔2部〕
 - (7) 1の登記事項証明書の写し（条例第12条第1項の表の第1号）〔2部〕

別記第13号様式＜表面＞中「第41条第3項」の次に「（同法第64条第7項において準用する場合を含む。）」を加え、同様式＜裏面＞を次のように改め、同様式を別記第24号様式とする。

<裏面>

この証を携帯する者は、特定非営利活動促進法第41条第1項又は第64条第1項若しくは第2項の規定により、特定非営利活動法人の業務及び財産の状況等を検査する職権を行うものである。

特定非営利活動促進法抜粋

(報告及び検査)

第41条 所轄庁は、特定非営利活動法人（認定特定非営利活動法人及び仮認定特定非営利活動法人を除く。以下この項及び次項において同じ。）が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるときは、当該特定非営利活動法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該特定非営利活動法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

(報告及び検査)

第64条 所轄庁は、認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活動法人（以下「認定特定非営利活動法人等」という。）が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該認定特定非営利活動法人等に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該認定特定非営利活動法人等の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

(日本工業規格 B 8)

別記第12号様式の次に次の11様式を加える。

別記第13号様式（第2条関係）

認定特定非営利活動法人としての認定を受けるための申請書

年 月 日 北海道知事 様	主たる事務所の所在地	〒 電 話 番 号 F A X 番 号
	法人の名称	
	代表者の氏名	印
	設立年月日	年 月 日
	事業年度	月 日～ 月 日
	過去の認定の有無（過去の認定の有効期間）	有 ・ 無 (自 年 月 日) (至 年 月 日)

	過去に認定した所轄庁	
	過去の仮認定の有無（仮認定を受けた日）	(有 ・ 無 年 月 日)
	過去に仮認定した所轄庁	
	認定取消しの有無（取消日）	(有 ・ 無 年 月 日)
	取り消した所轄庁	
	仮認定取消しの有無（取消日）	(有 ・ 無 年 月 日)
	取り消した所轄庁	
	本申請において適用するパブリックサポートテスト基準 ☐ 相対値基準・原則 ☐ 相対値基準・小規模法人 ☐ 絶対値基準 ☐ 条例個別指定法人	
特定非営利活動促進法第44条第1項の認定を受けたいので、申請します。		
(現に行っている事業の概要)		
上記以外の事務所の所在地	左記の事務所の責任者の氏名	役職名
〒 電 話 番 号 F A X 番 号		
〒 電 話 番 号 F A X 番 号		

(備考)

1 過去に認定（有効期間の更新を除く。）又は認定取消しを複数回受けている場合

は、直近の認定の有効期間又は取消日を記載すること。

- 2 「上記以外の事務所の所在地」の欄には、定款に記載のある従たる事務所を全て記載すること。なお、書ききれない場合は、別紙に記載の上添付すること。
- 3 「左記の事務所の責任者の氏名」の欄には、その事務所における判断事項について責任を持って判断ができる者を記載すること。
- 4 この申請書には、次に掲げる書類を添付すること。
- (1) 実績判定期間内の日を含む各事業年度の寄附者名簿（法第44条第2項第1号）。ただし、法第45条第1項第1号ハに掲げる基準に適合する特定非営利活動法人が申請をする場合を除く。
- (2) 法第45条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を説明する書類（法第44条第2項第1号に掲げる書類を除く。）及び法第47条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類（法第44条第2項第2号）
- (3) 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類（法第44条第2項第3号）

（日本工業規格 A4）

別記第14号様式（第2条関係）

認定特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新の申請書

年 月 日 北海道知事 様	主たる事務所の 所 在 地	〒 電 話 番 号 F A X 番 号			
	法人の名称				
	代表者の氏名	印			
	認定の有効期間	自	至	年 月 日	
	認定の有効期間 の満了日の6月 前の日	年 月 日			
	認定の有効期間 の満了日の3月 前の日	年 月 日			
	事業年度	月 日～ 月 日			
	本申請において適用するパブリックサポートテスト基準 ☐ 相対値基準・原則				

- ☐ 相対値基準・小規模法人
☐ 絶対値基準
☐ 条例個別指定法人

特定非営利活動促進法第51条第2項の認定の有効期間の更新を受けたいので、申請します。

（現に行っている事業の概要）

上記以外の事務所の所在地	左記の事務所の責任者の氏名	役職名
〒 電 話 番 号 F A X 番 号		
〒 電 話 番 号 F A X 番 号		

（備考）

- 1 「認定の有効期間」の欄には、直近の法第44条第1項の認定を受けた日から継続している有効期間を記載すること。
- 2 「上記以外の事務所の所在地」の欄には、定款に記載のある従たる事務所を全て記載すること。なお、書ききれない場合は、別紙に記載の上添付すること。
- 3 「左記の事務所の責任者の氏名」の欄には、その事務所における判断事項について責任を持って判断ができる者を記載すること。
- 4 この申請書には、次に掲げる書類を添付すること。ただし、既に知事に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、その添付を省略することができる。
- (1) 法第45条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を説明する書類（法第44条第2項第1号に掲げる書類を除く。）及び法第47条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類（法第44条第2項第2号）
- (2) 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類（法第44条第2項第3号）

（日本工業規格 A4）

別記第15号様式（第2条関係）

認定特定非営利活動法人（仮認定特定非営利活動法人）

の定款変更の認証を受けた場合の提出書

年 月 日 北海道知事 様	主たる事務所の 所 在 地	〒 電 話 番 号 F A X 番号
	道内の従たる事 務所の所在地	〒 電 話 番 号 F A X 番号
	フ リ ガ ナ 法人の名称	
	フ リ ガ ナ 代表者の氏名	印
	認定（仮認定） の有効期間	自 年 月 日 至 年 月 日

特定非営利活動促進法第25条第3項の所轄庁の定款の変更の認証を受けたので、同法第52条第2項（第62条において準用する同法第52条第2項）の規定により、次の書類を提出します。

記

- 1 定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本
- 2 変更後の定款

定款変更の認証日	定款変更の内容

（日本工業規格 A 4）

別記第16号様式（第2条関係）

認定特定非営利活動法人（仮認定特定非営利活動法人）
の代表者の氏名の変更の届出書

年 月 日 北海道知事 様	主たる事務所の 所 在 地	〒 電 話 番 号 F A X 番号
	フ リ ガ ナ 法人の名称	

	フ リ ガ ナ 代表者の氏名	印
	認定（仮認定） の有効期間	自 年 月 日 至 年 月 日

代表者を変更したので、特定非営利活動促進法第53条第1項（第62条において準用する同法第53条第1項）の規定により、届け出ます。

変更年月日	フ リ ガ ナ 変更後の代表者の氏名 及び住所又は居所	フ リ ガ ナ 変更前の代表者の氏名 及び住所又は居所

（日本工業規格 A 4）

別記第17号様式（第2条関係）

認定特定非営利活動法人（仮認定特定非営利活動法人）
の役員報酬規程等の提出書

年 月 日 北海道知事 様	主たる事務所の 所 在 地	〒 電 話 番 号 F A X 番号
	フ リ ガ ナ 法人の名称	
	フ リ ガ ナ 代表者の氏名	印
	認定（仮認定） の有効期間	自 年 月 日 至 年 月 日
	事業年度	月 日～ 月 日

特定非営利活動促進法第55条第1項（第62条において準用する同法第55条第1項）の規定により、次の書類を提出します。

記

- 1 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
- 2 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他の次に掲げる事項を記載した書類
 - (1) 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項
 - (2) 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項

- (3) 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項
ア 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引
イ 役員等との取引
- (4) 寄附者（当該認定特定非営利活動法人等の役員、役員の配偶者若しくは3親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該認定特定非営利活動法人等に対する寄附金の額の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日
- (5) 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項
- (6) 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日
- (7) 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合（その金額が200万円以下の場合に限る。）におけるその金額及び使途並びにその実施日
- 3 法第45条第1項第3号（同号ロに係る部分を除く。）、第4号イ及びロ、第5号並びに第7号に掲げる基準に適合している旨並びに法第47条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類

（備考）
この提出書による事業報告書等の提出に併せて、閲覧及び謄写の用に供する書類として上記1から3までの書類の写し〔各2部〕を添付すること（特定非営利活動促進法施行条例第30条第1項の表の第2号）。

（日本工業規格 A4）

別記第18号様式（第2条関係）

認定特定非営利活動法人（仮認定特定非営利活動法人）
が助成金の支給を行った場合の実績の提出書

年 月 日 北海道知事 様	主たる事務所の 所 在 地	〒 電 話 番 号 F A X 番 号
	フリガナ 法人の名称	
	フリガナ 代表者の氏名	印
	認定（仮認定） 年月日	年 月 日
	認定（仮認定） の有効期間	自 年 月 日 至 年 月 日

助成金の支給を行ったので、特定非営利活動促進法第55条第2項（第62条において準用する同法第55条第2項）の規定により、その助成の実績を次のとおり提出します。

支給日	支給対象者	支給金額	助成対象の事業等
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	

（備考）

- 1 助成の実績について書ききれない場合は、別紙に記載の上添付すること。
- 2 この提出書については、閲覧及び謄写の用に供するため副本2部を提出すること（特定非営利活動促進法施行条例第30条第1項の表の第3号）。

（日本工業規格 A4）

別記第19号様式（第2条関係）

認定特定非営利活動法人（仮認定特定非営利活動法人）
が海外への送金又は金銭の持出しを行う場合の提出書

年 月 日 北海道知事 様	主たる事務所の 所 在 地	〒 電 話 番 号 F A X 番 号
	フリガナ 法人の名称	
	フリガナ 代表者の氏名	印
	認定（仮認定） 年月日	年 月 日
	認定（仮認定） の有効期間	自 年 月 日 至 年 月 日

海外へ200万円超の送金（金銭の持出し）を行うことになった（行った）ので、特定非営利活動促進法第55条第2項（第62条において準用する同法第55条第2項）の規定により、その金額及び使途並びにその予定日（実施日）を提出します。

金 額	使 途	予 定 日 (実 施 日)

円		年 月 日
円		年 月 日
円		年 月 日
円		年 月 日
円		年 月 日
(事前に提出できなかった場合、その理由)		

(備考)

1 金額及び使途並びに予定日（実施日）が書ききれない場合は、別紙に記載の上添付すること。

2 この提出書については、閲覧及び謄写の用に供するため副本2部を提出すること（特定非営利活動促進法施行条例第30条第1項の表の第4号）。

(日本工業規格 A4)

別記第20号様式（第2条関係）

年 月 日	
北海道知事 様	
特定非営利活動法人の名称	
代表者の氏名	印
電 話 番 号	
認定に関する閲覧及び謄写の用に供する書類の提出書	
特定非営利活動促進法第44条第1項の認定を受けたので、特定非営利活動促進法施行条例第30条第1項の表の第1号の規定により、次の閲覧及び謄写の用に供する書類を提出します。	
記	
1 法第45条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を説明する書類（法第44条第2項第1号に掲げる書類を除く。） 2部	
2 法第47条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類 2部	
3 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 2部	
(日本工業規格 A4)	

別記第21号様式（第2条関係）

仮認定特定非営利活動法人としての仮認定を受けるための申請書	
	〒

年 月 日 北海道知事 様	主たる事務所の所在地	電 話 番 号 F A X 番 号
	法人の名称	
	代表者の氏名	印
	設立年月日	年 月 日
	事業年度	月 日～ 月 日
	過去の認定の有無	有 ・ 無
	過去に認定した所轄庁	
	過去の仮認定の有無	有 ・ 無
過去に仮認定した所轄庁		

特定非営利活動促進法第58条第1項の仮認定を受けたいので、申請します。

(現に行っている事業の概要)

上記以外の事務所の所在地	左記の事務所の責任者の氏名	役職名
〒 電 話 番 号 F A X 番 号		
〒 電 話 番 号 F A X 番 号		

(備考)

1 「上記以外の事務所の所在地」の欄には、定款に記載のある従たる事務所を全て記載すること。なお、書ききれない場合は、別紙に記載の上添付すること。

2 「左記の事務所の責任者の氏名」の欄には、その事務所における判断事項について責任を持って判断ができる者を記載すること。

3 この申請書には、次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 法第45条第1項各号（第1号を除く。）に掲げる基準に適合する旨を説明する書類及び法第47条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類（法第58条第2項において準用する法第44条第2項第2号）
- (2) 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類（法第58条第2項において準用する法第44条第2項第3号）

（日本工業規格 A4）

別記第22号様式（第2条関係）

年 月 日

北海道知事 様

特定非営利活動法人の名称

代表者の氏名

印

電 話 番 号

仮認定に関する閲覧及び謄写の用に供する書類の提出書

特定非営利活動促進法第58条第1項の仮認定を受けたので、特定非営利活動促進法施行条例第33条において準用する同条例第30条第1項の表の第1号の規定により、次の閲覧及び謄写の用に供する書類を提出します。

記

- 1 法第45条第1項各号（第1号を除く。）に掲げる基準に適合する旨を説明する書類 2部
- 2 法第47条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類 2部
- 3 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 2部

（日本工業規格 A4）

別記第23号様式（第2条関係）

特定非営利活動促進法第63条第1項（第2項）

の合併の認定を受けるための申請書

年 月 日 北海道知事 様	主たる事務所の所在地	〒 電 話 番 号 F A X 番 号
	法人の名称	
	代表者の氏名	印
	認定（仮認定）年月日	年 月 日

認定（仮認定）の有効期間	自 年 月 日 至 年 月 日
	事業年度 月 日～ 月 日
その申請において適用するパブリックサポートテスト基準 ☐ 相対値基準・原則 ☐ 相対値基準・小規模法人 ☐ 絶対値基準 ☐ 条例個別指定法人	

特定非営利活動促進法第63条第1項（第2項）の合併の認定を受けたいので、申請します。

合併後存続する法人又は合併によって設立する法人	法人の名称			
	代表者の氏名			
	主たる事務所の所在地	〒 電 話 番 号 F A X 番 号		
	現に行っている事業の概要			
	区分	認定・仮認定・その他		
	上記以外の事務所の所在地	左記の事務所の責任者の氏名	役職名	
	〒 電 話 番 号 F A X 番 号			
合併によって消滅する法人	法人の名称			
	代表者の氏名			
	主たる事務所の所在地	〒 電 話 番 号 F A X 番 号		
	現に行っている事業の概要			
	区分	認定・仮認定・その他		

(備考)

- 1 合併後存続する法人若しくは合併によって設立する法人の主たる事務所以外の事務所又は合併によって消滅する法人が複数ある場合には、別紙に記載の上添付すること。
- 2 区分欄には、その法人が該当するものを「○」で囲むこと。
- 3 この申請書には、次に掲げる書類を添付すること。
 - (1) 法第63条第1項の合併の認定を受ける場合
 - ア 実績判定期間内の日を含む各事業年度の寄附者名簿（法第63条第5項において準用する法第44条第2項第1号）。ただし、法第45条第1項第1号ハに掲げる基準に適合する特定非営利活動法人が申請する場合を除く。
 - イ 法第45条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を説明する書類（法第44条第2項第1号に掲げる書類を除く。）及び法第47条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類（法第63条第5項において準用する法第44条第2項第2号）
 - ウ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類（法第63条第5項において準用する法第44条第2項第3号）
 - (2) 法第63条第2項の合併の認定を受ける場合
 - ア 法第45条第1項各号（第1号を除く。）に適合する旨を説明する書類及び法第47条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類（法第63条第5項において準用する法第44条第2項第2号）
 - イ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類（法第63条第5項において準用する法第44条第2項第3号）

（日本工業規格 A 4）

附 則

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
 - 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の特定非営利活動促進法施行条例施行規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の特定非営利活動促進法施行条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。
-